



新しいまちづくりの仕組み 「地域まちづくり協議会」 設立に向けたガイドライン

目 次

(1) 地域まちづくり協議会を知ってみよう

- ① 地域まちづくり協議会ってなに？
- ② 協議会設立の目的は？
- ③ 構成は？
- ④ 協議会ができたなら？
- ⑤ 協議会の活動は？

(2) 地域まちづくり協議会設立に向けたステップ

- ① ステップ0（つながりづくり）
 - (i) 交流会の開催
- ② ステップ1（設立準備会への合意形成）
 - (i) 参加呼びかけ
 - (ii) 協議会設立の必要性
 - (iii) 現状や課題の共有
 - (iv) 設立準備会に向けての意思確認
- ③ ステップ2（設立準備）
 - (i) 設立準備会の設立
 - (ii) 組織体制の検討/規約の作成
 - (iii) 地域計画の作成
 - (iv) 事業計画/予算の作成
 - (v) 設立に向けての意思確認
- ④ ステップ3（設立）
 - (i) 設立総会の開催

(3) 市の役割

(1) 地域まちづくり協議会を知ってみよう

①地域まちづくり協議会ってなに？

一定のまとまりのある地域（概ね小学校区以内）において、自分たちの住む地域の活性化や身近な課題を解決して、より良くしていくため、みんなで話し合い、協力・連携しながらまちづくりを進めていく新しいまちづくり組織です。

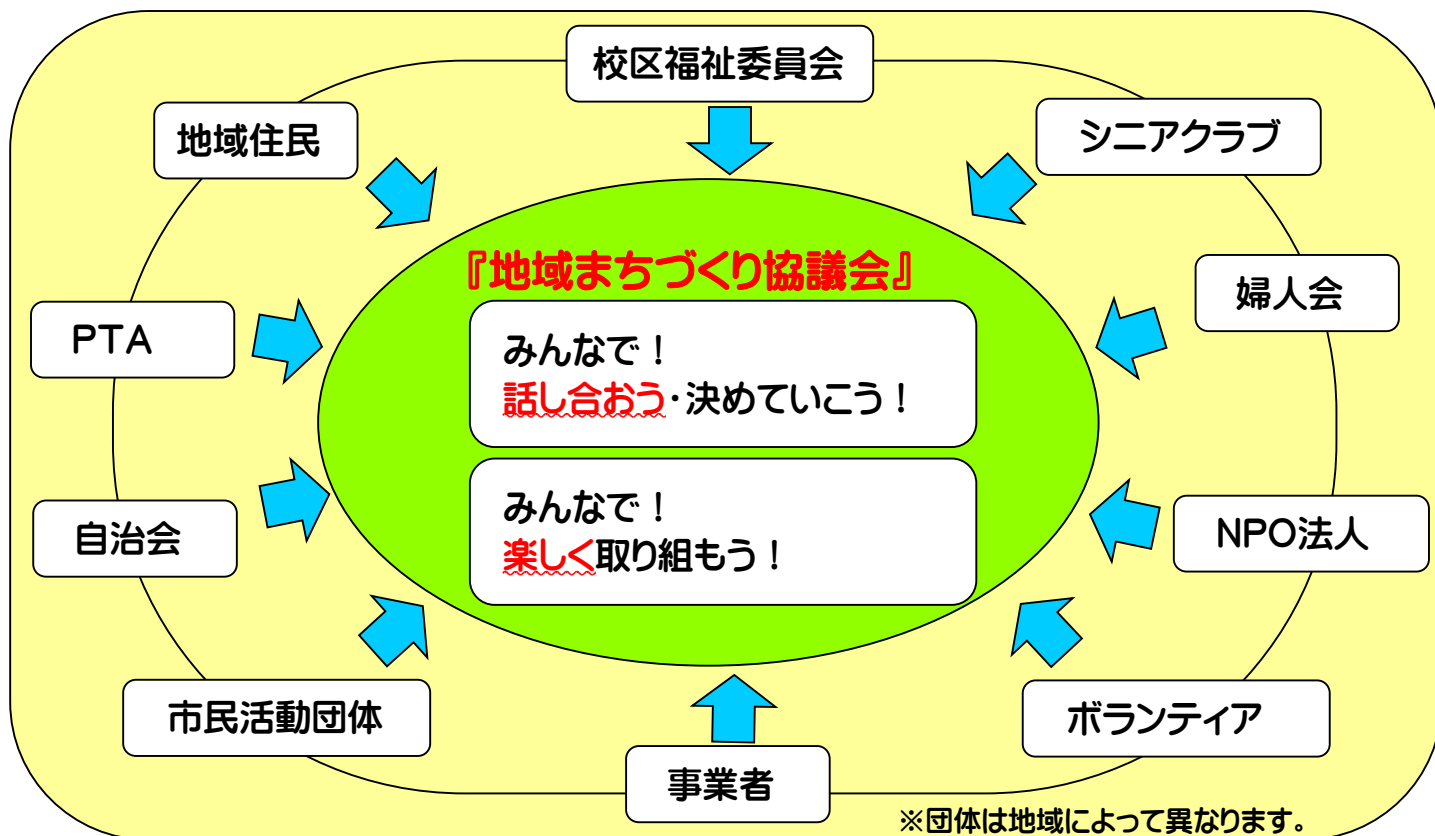
②地域まちづくり協議会の目的は？

地域内の様々な団体の意見交換の場となり、現状や課題の把握、それらを踏まえての取組の実施に至るまで、すべてが地域全体の方向性として取り扱うことができ、自分たちが考えた自分たちのしたいまちづくりを行うことができます。

③構成は？

地域住民の意見を聞きまちづくりに生かせるよう、自治会や校区福祉委員会をはじめ、地域内の地縁団体、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体、事業者、地域住民など、地域に関わる様々な人や団体によって構成されています。

※誰でも参加できる組織であることが大切です。



④協議会ができたら？

地域まちづくり協議会は、地域内の各種団体のネットワーク化や相互補完を図るとともに地域の特色を活かした組織のため、地域のきめ細やかな課題にも対応することができ、住み続けたいと思えるまちづくりに向けさまざまな効果がもたらされます。

『個性（強み）が活かせる地域のまちづくり』

自治会や校区福祉委員会をはじめとした地域の各種団体が上下関係ではなく、団体個々の強みを活かせるヨコのつながり（協力・連携）でより良いまちづくりに取り組むことが出来ます。

① 地域の一体性の確保

地域内の各種団体が連携することにより、特性（強み）を発揮し一体感を持って活動に取組めます。

② 活動の相乗効果

活動の見える化を行うことにより、各種団体の活動が連動し、お互いの活動の幅が広がり、より良い活動に発展する相乗効果が期待できます。

③ 効率的な役割分担

地域内での団体相互の人材活用により、効率的な役割分担ができるようになります。

④ 地域課題の解決

各種団体が連携することで、個々の団体では解決できなかった課題が解決できるようになります。

⑤協議会の活動は？

地域のめざす姿を書き記した地域計画を定め、地域の課題解決・活性化に向けた活動をしたいことから取組んでいきます。

これらの活動を通じて、身近なサービスの創造や地域の特性や資源を活かした自分たちの地域づくりにつながります。

① 情報を交換し合う場の設定

② 地域の課題、特性や資源を見つけ、活動の方法を話し合う

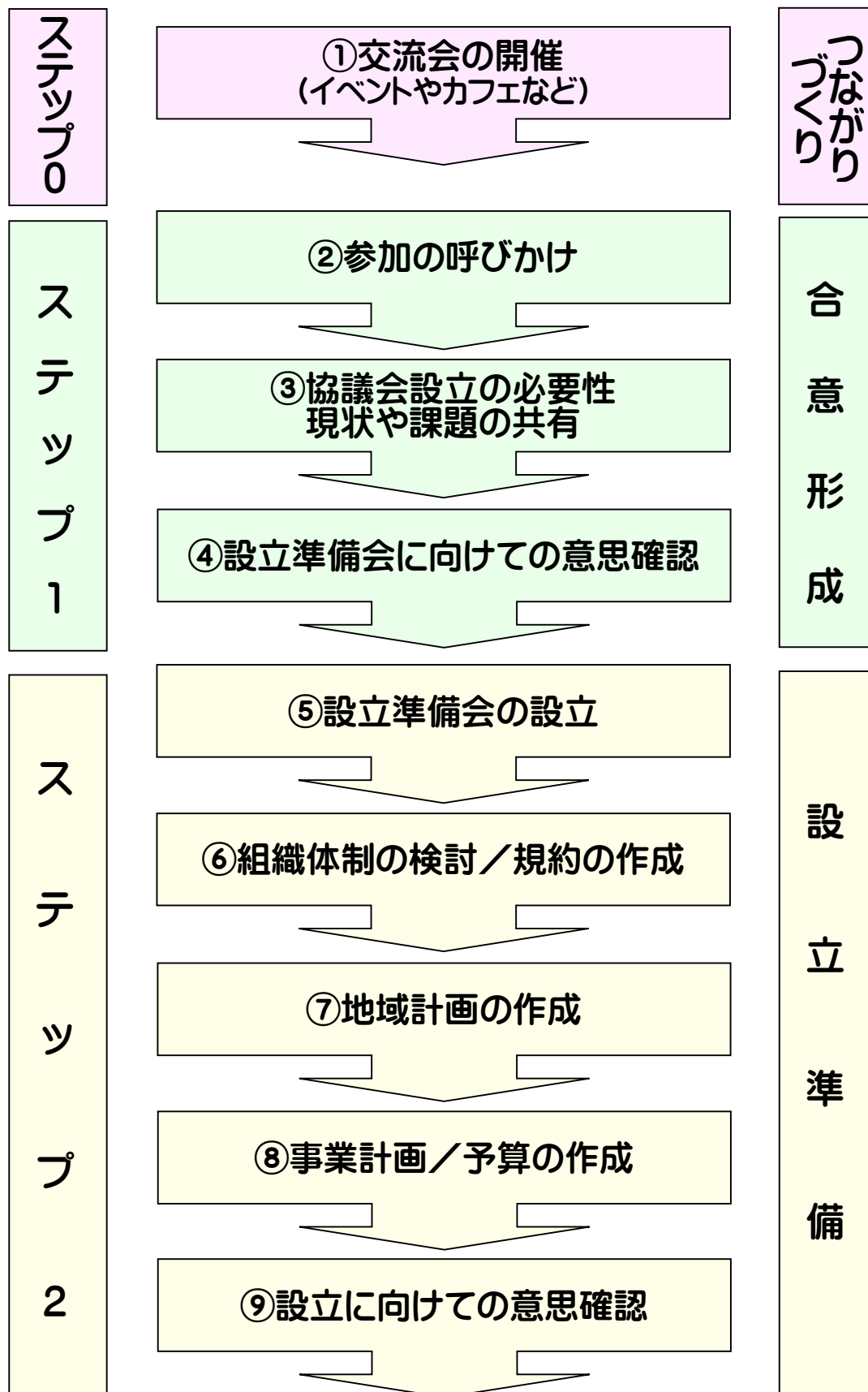
③ 地域の課題解決のための活動

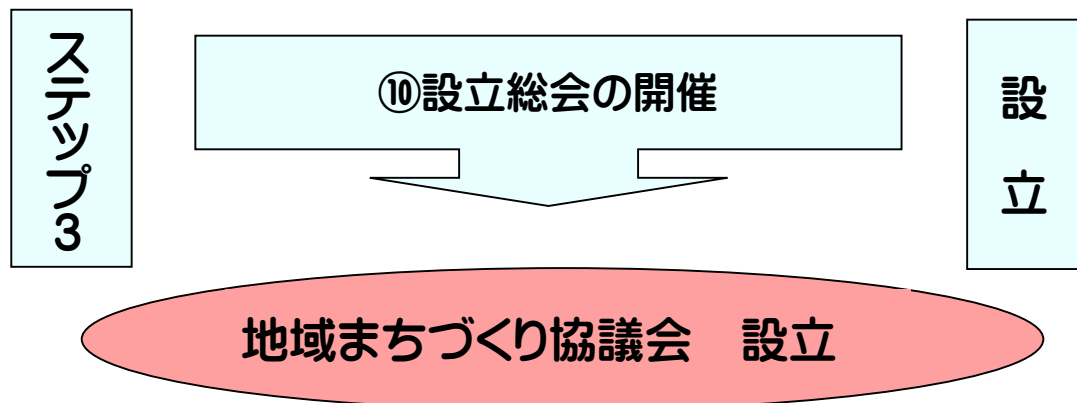
④ 地域への情報発信

(2) 地域まちづくり協議会設立に向けたステップ

地域まちづくり協議会は、地域が一体となって取組む組織であることから、住民や団体の自主性・自発性を尊重しながら進めていくことが重要です。

(※地域によって様々な進め方がありますので、あくまで下記の流れは一例です。)





(2) 地域まちづくり協議会設立に向けたステップ

①ステップ0（つながりづくり）

(i) 交流会（イベントやカフェ、井戸端会議など）

地域内には、自治会をはじめ地域住民で構成されている数多くの団体があり、組織構成や活動内容也多岐にわたっています。

設立準備会を立ち上げる前に、まずは、地域で活動する各種団体、まちづくりに関心のある人などで、交流会やまちづくりカフェなどを開催して、お互いの活動や意見交換を行い、顔の見えるつながりづくりをしましょう。

<ステップ0における市の支援>

<情報発信>

市のウェブサイトや公式 SNS (LINE、Facebook、Instagram 等) を活用し、交流会やカフェなどの開催情報を広く地域に周知して参加を促します。

<利用支援>

プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。

<連携支援>

NPO 法人や市民活動団体などの他団体とのつながりづくりを支援します。

<情報提供>

地域の人口動態や市の経済状況、他団体の活動事例などの情報を提供します。

<説明会の開催>

地域まちづくり協議会の制度について説明します。

<会議への参画>

参加者の発言を促したり、話し合いをまとめたり、会議をより良くするため、会議の進行補助を行います。

②ステップ1（設立準備会への合意形成）

（i）参加呼びかけ

交流会などを経て、集まった方々と設立準備会の立ち上げに向けて話し合いを重ねていきます。

また、設立準備会には、強い活動基盤を持つ自治会をはじめ、専門的な立場から地域課題を解決しようとする各種団体や、まちづくりに関心のある地域住民などに参加してもらうことが望ましいです。加えて、主だって活動している団体以外の団体や地域住民など様々な人々へも呼びかけや周知を行いましょう。

＜主な団体等＞

自治会 校区福祉委員会 学校園所 PTA スポーツ少年団 民生委員児童委員
自主防災会 ボランティアグループ 市民活動団体 NPO 法人 シニアクラブ
消防団 事業者など

（ii）協議会設立の必要性/現状や課題の共有

地域まちづくり協議会により進めていくまちづくりの考え方は「自分たちのまちは、自分たちでつくり・まもる・そだてる」。

地域内には多くの団体があり、組織構成や活動内容也多岐にわたり、各団体等から見える地域課題も様々です。団体間での情報共有を図りながら、お互いの意見を聞きましょう。

（iii）設立準備会に向けての意思確認

交流会や地域活動への参加を呼びかけ、自分たちの地域を「盛り上げたい」「住みやすくしたい」という気持ちが高まり、集まった人たちの賛同を得られるようになったら、設立準備会の立ち上げに向けて具体的に進めていきましょう。

＜ステップ1における市の支援＞

＜相談＞

設立に向けた進め方やその他疑問などの相談に応じます。

＜利用支援＞

プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。

＜連携支援＞

NPO 法人や市民活動団体などの他団体とのつながりづくりを支援します。

＜情報提供＞

地域の人口動態や市の経済状況、他団体の活動事例などの情報を提供します。

＜説明会の開催＞

地域まちづくり協議会の制度について説明します。

＜会議への参画＞

参加者の発言を促したり、話し合いをまとめたり、会議をより良くするため、会議の進行補助を行います。

③ステップ2（設立準備）

(i) 設立準備会の設立

地域まちづくり協議会設立に向け意思確認ができましたら、設立準備会を設置していきます。

設置後は、構成員を中心に、組織構成や規約、役員、地域計画や事業計画などを検討していきます。

- {

＜設立準備会で検討すること＞

組織の名称	組織構成	事務局体制	役員（案）	規約（案）	事業計画（案）
予算（案）	地域計画（案）	など			

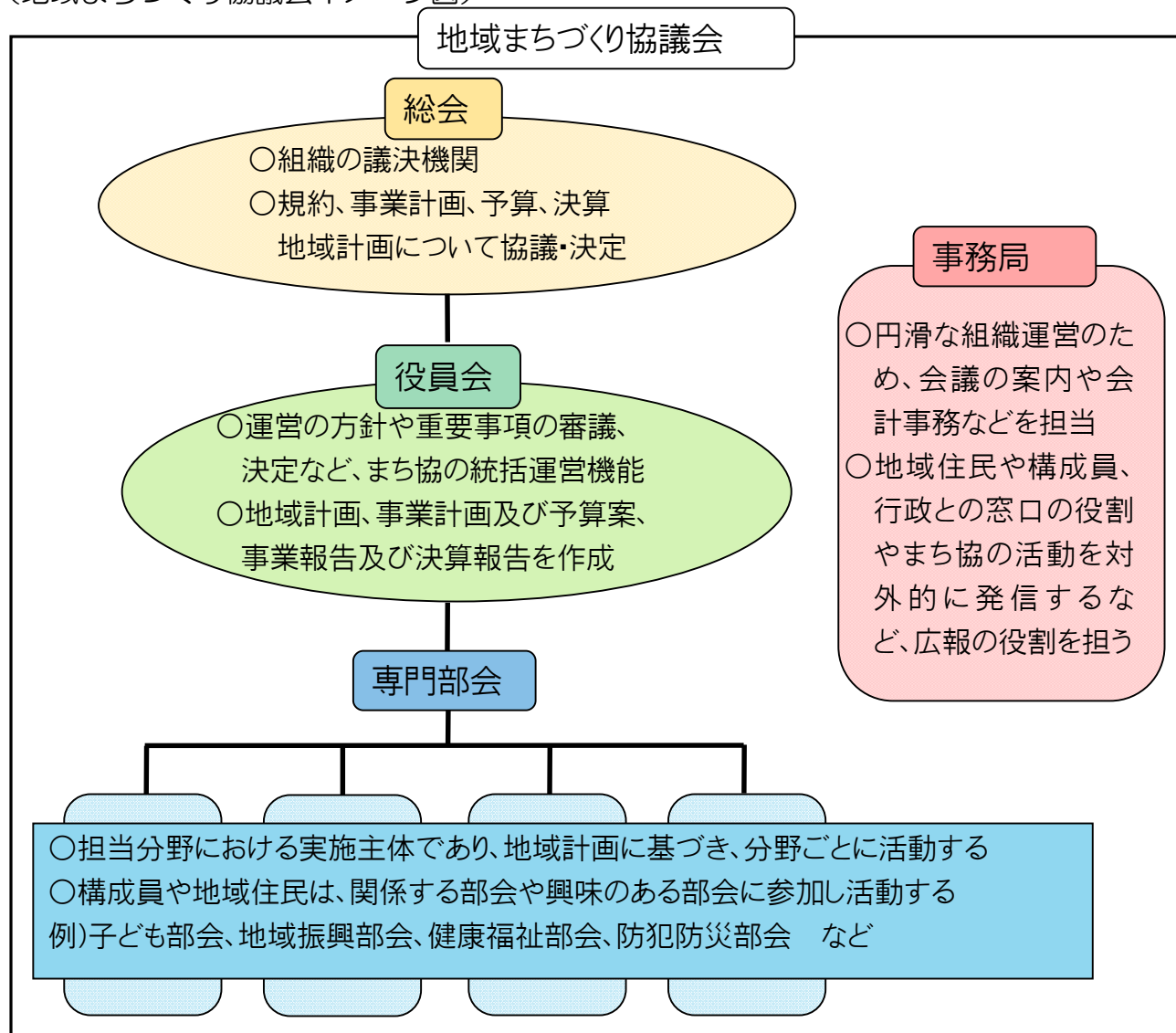
}

(ii) 組織体制の検討/規約の作成

地域まちづくり協議会の組織は決まった形があるものではありませんので、地域の実情に応じて決めていくことになります。総会や役員会などを担う「意思決定組織」と、具体的な活動を行っていく「実行組織」の機能を備えている組織体制が一般的になっています。

なかには、地域まちづくり協議会の組織体制は総会や役員会などを担う「意思決定組織」として機能し、活動を行っていく部分を外注しているケースもあります。

（地域まちづくり協議会イメージ図）



また、地域まちづくり協議会は、多くの人や団体が一緒に活動を行っていきます。地域で信頼され、透明性の高い活動や運営を行うために一定のルールが必要になります。自分たちのまちづくりを進めていくうえで必要な「ルール＝規約」を作成しましょう。

規約には、誰でも参加でき、透明性の高い運営を行うために、構成員や運営機関、会議の進め方、情報の公開方法などを定めましょう。

＜規約で定める事項＞		
組織の名称	事務所の所在地	総会の方法
代表者及び役員の選出方法	予算編成	決算報告
代表者及び役員の役割	規約の改廃方法	監査 など

(iii) 地域計画の作成

地域で把握した課題や資源をもとに、どのような地域にしていきたいかという将来像（めざす姿）や方向性をまとめた中長期計画を策定しましょう。

地域計画は、地域住民の一人ひとりが自らの生活を考えて、自主的にまちづくり活動へ参画するための指針となるものです。

地域計画の内容は、地域の将来像（めざす姿）や方向性の他に、地域の現状や課題、地域まちづくり協議会の事業などを記載していきます。

※地域計画の計画期間は、一般的に5年が多いですが、地域によってもう少し短く定め、見直しする機会を増やしている地域もあります。

＜地域計画で定める事項＞				
地域の概要	地域の目標	計画期間	活動内容（地域で取り組みたい内容）	組織図

(iv) 事業計画/予算の作成

今の「まち」とこんなまちにしたいと思い描く「まち」との違い（ギャップ）を埋めるために検討した解決策は、防災や地域振興など多岐にわたると思います。

解決策を実行していくためには、どのような準備が必要でどのような取組が必要かなどを検討し、計画書等を作成しましょう。

また、その取組にどの程度の費用を要するのか、どのように準備するか、何年かけて取り組んでいくかなども一緒に検討していきましょう。

事業や予算の計画及び執行に当たっては、地域住民へしっかりと説明できるようにすることが重要です。

(v) 設立に向けての意思確認

意見交換会で賛成や反対の意見、疑問点などたくさんの意見が出てきたと思います。

それらの意見を集約していく中で「自分たちの住むまち、自分たちでつくり・まもり・そだてる」という意識を高め、まちづくりを行いたいという総意を作り上げましょう。

＜ステップ2における市の支援＞

＜相談＞

設立に向けた進め方やその他疑問などの相談に応じます。

＜利用支援＞

プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。

＜様式提供＞

規約、地域計画、事業計画書、予算書など、運営に関する資料作成の基となる様式を提供します。

④ステップ3（設立）

（i）設立総会の開催

設立に当たっては、地域に周知したうえで、地域住民により設立総会を開催することになります。

＜設立総会へ付議される内容＞			
代表者及び役員	規約	地域計画	
事業計画及び予算	市への認定申請	など	

この設立総会で承認を受けることにより、地域の皆さんに地域のまちづくり協議会が認められたものとなります。設立総会で決まったことは、構成員の協力のもの回覧板等で地域住民に周知しましょう。

（3）市の役割

地域まちづくり協議会を設立しようとしている地域や、すでに設立をされた地域も含めて、スムーズに運営や活動が行えるよう市がお手伝いします。

＜相談＞

設立に向けた進め方やその他疑問などの相談に応じます。

＜利用支援＞

プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。

＜連携支援＞

NPO 法人や市民活動団体などの他団体とのつながりづくりを支援します。

＜情報提供＞

地域の人口動態や市の経済状況、他団体の活動事例などの情報を提供します。

＜説明会の開催＞

地域まちづくり協議会の制度について説明します。

<情報発信>

市のウェブサイトや公式 SNS（LINE、Facebook、Instagram 等）を活用し、交流会やカフェなどの開催情報を広く地域に周知して参加を促します。

<様式提供>

規約、地域計画、事業計画書、予算書など、運営に関する資料作成の基となる様式を提供します。

<会議への参画>

参加者の発言を促したり、話し合いをまとめたり、会議をより良くするため、会議の進行補助を行います。

問い合わせ・ご相談窓口

これらの支援を通じて、まちづくり協議会が地域の活力を高め、持続可能なまちづくりの推進をめざし、行政として積極的に地域を支援します。

問合せ先	阪南市 未来創生部 政策共創室 〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35-1 電話：072-489-4507 Eメール：seisaku@city.hannan.lg.jp
-------------	--

市民活動センターでも地域まちづくり協議会に関するご相談をお受けしております。土日も開設しておりますので、ぜひご利用ください。

問合せ先	阪南市市民活動センター 夢プラザ 〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 1 丁目 1 8 番 1 5 号 電話：072-471-1030 Eメール：info@yumeplaza-hannan.com
-------------	---



令和6年〇月〇日 発行